

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第 1 6 号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則
第14号）の一部を次のように改正する。

様式第3を次のとおり改める。

年 月 分給与減額者報告書

給与支払コード 職員コード氏名 退職年月日		押 印 欄																															押 印 欄		
		不 参 ・ 欠 勤 ・ 介 護 休 暇 ・ 介 護 時 間 ・ 組 合 休 暇 ・ 子 育 て 部 分 休 暇 ・ 無 給 職 免 ・ 部 分 休 業 の 記 録															不 参 ・ 欠 勤 ・ 介 護 休 暇 ・ 組 合 休 暇 ・ 介 護 時 間 ・ 日 数 合 計															無 給 職 免 ・ 時 間 数 ・ 日 数 合 計			部 分 休 業 ・ 時 間 数 ・ 日 数 合 計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																							
		23	24	25	26	27	28	29	30	31																※時間数		※時間数		※時間数		※時間数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																								
		23	24	25	26	27	28	29	30	31																※時間数		※時間数		※時間数		※時間数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																								
		23	24	25	26	27	28	29	30	31																※時間数		※時間数		※時間数		※時間数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																								
		23	24	25	26	27	28	29	30	31																※時間数		※時間数		※時間数		※時間数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																								
		23	24	25	26	27	28	29	30	31																※時間数		※時間数		※時間数		※時間数			

1 日付欄の記入方法

- (1) 1日単位の不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・介護時間・第2号部分休業の場合及び半日単位の介護休暇・無給職免の場合
次の記号を記入してください。
1日不参の場合……………不
午前介護休暇の場合…㊦
1日無給職免の場合……免
1日第2号部分休業の場合…部
- (2) 1時間単位の欠勤・介護休暇・組合休暇・第2号部分休業・無給職免の場合及び不参・介護時間・子育て部分休業・第1号部分休業の場合、その時間を記入してください。
30分の場合……0:30(不参・介護時間・子育て部分休業又は第1号部分休業の場合のみ)
1時間の場合……1:00
- (3) 週休日及び休日又は代休日、日付欄へ赤にて○印を付してください。
- 2 「※時間数」は、時間単位のための合計を記入してください。
3 給与減額日数合計欄は、不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・無給職免・第1号部分休業・第2号部分休業の時間数・日数の合計を記入してください。
4 介護休暇の場合は、必ず介護休暇願の写しを添付してください。
5 介護時間の場合は、必ず介護時間願の写しを添付してください。
6 子育て部分休業の場合は、必ず子育て部分休業願の写しを添付してください。
7 無給職免の場合は、必ず職免願の写しを添付してください。
8 第1号部分休業又は第2号部分休業の場合は、必ず部分休業簿の写しを添付してください。(当初月のみ)
9 この報告書は、翌月3日までに提出してください。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。